

短期給付金に関する注意点です!

短期給付金とは? 病気やけがをして高額な自己負担をされた際の高額療養費のほか、出産、休業、災害、死亡等、組合員又はその被扶養者に保険事故(給付事由)が生じたとき、一定の保険給付を行い生活の安定を図るという給付制度です。

時効について 短期給付を受ける権利の時効は、国家公務員共済組合法の規定により**2年**で成立します。したがって、請求権を有する方からの請求がなければ、時効により給付を受けられなくなりますので、ご注意ください。

請求漏れの多い短期給付金

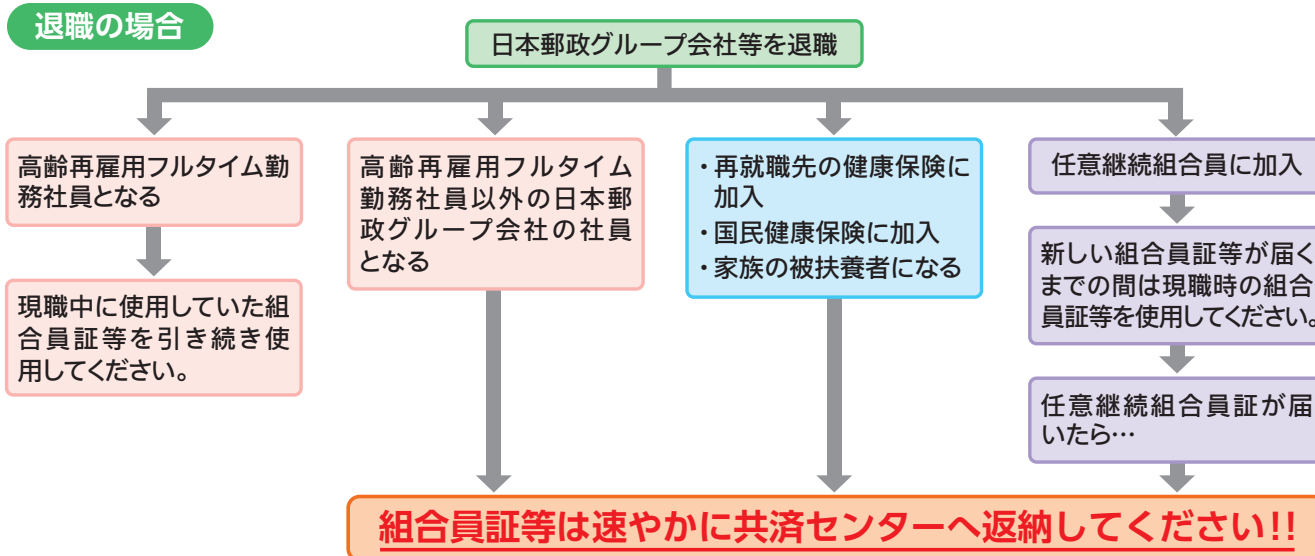
どんなとき?	給付の種類
医療費の立て替え払いをしたとき	療養費・家族療養費
赤ちゃんが生まれたとき	出産費附加金・家族出産費附加金
病気やけがで働けないとき	傷病手当金
災害で損害を受けたとき	災害見舞金

請求方法について 詳しい各種給付金の請求方法等につきましては、ホームページの「[手続ガイド](#)」及び「[短期給付金の手引き](#)」をご覧ください。

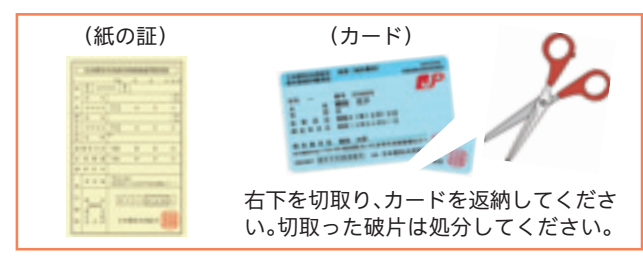
《給付担当》

組合員証等は必ず共済センターへ返納してください

- 退職(下図参照)、短時間勤務への転換、被扶養者の要件を欠いた場合等には組合員等や被扶養者の資格を失いますので、速やかに組合員証及び家族の被扶養者証等を共済組合に返納(※)しなければなりません。
- 資格を失った後の組合員証及び家族の被扶養者証等は無効となり、病院等で使用した場合は、不正使用となり共済組合が負担した医療費(総医療費の7割~9割)を返還していただくこととなるほか、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがありますので注意してください。



- ※組合員証、家族の被扶養者証等の返納方法
- ① カードの右下を切り取ってください(紙の証はそのまま)。
 - ② 『「組合員証等返納票」兼「亡失届」』に記入します。
 - ③ ①と②を併せて共済センターへ郵送してください。



- ★『「組合員証等返納票」兼「亡失届」』の様式は
- HOME 届出・申請様式
 - 共済組合員証、被扶養者の認定・取消について
 - 組合員証-08 組合員証等返納票兼亡失届

郵送先 〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1 日本郵政共済組合共済センター 被扶養者担当

《被扶養者担当》

本誌はホームページからもご覧いただけます。

ゆうせい共済

Y U S E I K Y O S A I



No.459
平成29年4月1日発行

Contents

1	入社時に扶養する家族がいる方へ	2
2	平成29年度の特典健康診査の受診券を交付します	2
3	年金の受給権発生後に共済組合に再加入した方へ	3
4	短期給付金に関する注意点です!	4
5	組合員証等は必ず共済センターへ返納してください	4

連絡先等

- 1 各種申請・請求書等のあて先**
〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター ○○担当 あて
※各手続を迅速に行うため、必ずそれぞれの記事の右下にある担当名を記載してください。
※郵送料は差出人負担です。
- 2 電話によるお問い合わせ**
コールセンター TEL 0120-97-8484
受付時間:午前9時~午後6時
(土、日、祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く)
※通話料無料。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
※電話番号はお間違えないようにお願いします。
- 3 ホームページ**

ゆうせい共済 検索

各種サービス内容の詳細や手続方法等がご覧いただけます。また、各種手続様式もダウンロードできますのでご利用ください。

